一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　広野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千八百七十号で指定した土地の区域及び昭和五十六年建設省告示第百十九号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）
　福岡県八女市星野村
　字白餅田　五六八三番一　一号
　五六八四番二　二号
　五六八四番二地先道路敷　三号
　字滑里　四号
　五六八六番　五号
　五六八八番　六号
　五六九四番一地先道路敷　七号
　字南柳原　五八〇六番一　八号
　五八〇七番一地先道路敷　十号
　字西田　五八〇九番一地先河川敷　九号
　六二六六番二　十一号
　六二六九番一　十二号
　六二七三番二　十三号
　六二七二番　十四号
　六二八〇番二　十五号
　六二八一番一　十六号
　六二八三番　十七号
　六二八四番一地先河川敷　十八号

○国土交通省告示第千四百五十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　安登中央川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　広島県呉市川尻町甲三三三八内三等三角点向山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から九度一三分一九秒　一号
　一〇二八・四四一メートルの地点
　標柱一号から二八四度二五分三四秒　二号
　二二・〇〇一メートルの地点
　標柱二号から二四五度五九分五八秒　三号
　一六・八八二メートルの地点
　標柱三号から二九四度一一分七秒　四号
　二三・一四八メートルの地点
　標柱四号から九度二九分二七秒　五号
　五〇・六七六メートルの地点
　標柱五号から三三度三一分四三秒　六号
　一八・八八七メートルの地点
　標柱六号から一〇七度二六分四秒　七号
　五〇・九八一メートルの地点
　標柱七号から一八〇度三〇分三九秒　八号
　四九・七〇〇メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　観音谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地（昭和二十七年七月十一日建設省告示第九百四十号で指定した土地の区域を除く。）
　広島県大竹栗谷町字広原
　四〇〇番二
　広島県廿日市市大野字広原山
　二五二四番二
　二五二五番二
　二五二五番三
　二五四四番二
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　寺谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　広島県世羅郡世羅町伊尾
　字梅谷山
　一六三六番　六号及び七号
　一六四〇番　九号
　一六四一番　十二号及び十三号
　一六四三番　十号
　一六四四番　十一号
　字本久保
　一九九九番　十四号
　二〇〇〇番地先道路敷　一九号、二〇号、三号から五号及び八号
　二〇〇一番一　十五号
　字寺谷
　二〇〇一八番一　十八号及び十九号
　二〇〇一九番二　十六号
　二〇〇一九番三　十七号
　二〇〇二六番四　二十号
　二〇〇三〇番二　一号
　二〇三六番二　二号

○国土交通省告示第千四百五十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1114	特別な突起付防水紙を用い防水性を高めた外壁の構法に応じて評価する方法	3―1　劣化対策等級（構造躯体等）	田島応用化工株式会社 有限会社西山鉄綱製作所 スチライト工業株式会社	東京都足立区小台一丁目3番2号 東京都葛飾区堀切四丁目57番21号 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮一丁目3番33号	平成22年11月26日

○海上保安庁告示第二百四十一号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京西第八号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の北方約一・三キロメートル）
北緯　三五―三五―三二
東経　一三九―四七―一九
変更した事項
名称　東京西航路第八号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の北東方約一・三キロメートル）
北緯　三五―三五―三一
東経　一三九―四七―二三
変更年月日　平成二十二年十月二日

名称　下田港洲佐利埼沖B灯浮標
位置
所在地　静岡県下田港（下田灯台の北北西方約六九〇メートル）
北緯　三四―三九―三四
東経　一三八―五七―〇六
変更した事項
位置
所在地　静岡県下田港（下田灯台の北西方約七三〇メートル）
北緯　三四―三九―三六
東経　一三八―五七―〇五
変更年月日　平成二十二年十月二日

名称　東京西第三号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の東南東方約二・一キロメートル）
北緯　三五―三四―一三
東経　一三九―四八―一八
変更した事項
名称　東京西航路第三号灯標
位置
所在地　京浜港東京区（大井信号所の東南東方約三・七キロメートル）
北緯　三五―三三―四二
東経　一三九―四九―一〇
平成二十二年十月三日

名称　稚内港北洋ふとう北防波堤灯台
位置
所在地　北海道稚内港（北洋ふとう北防波堤外端）
北緯　四五―二四―三九
東経　一四一―四一―〇九
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年十月四日